

# クローズアップ 大雨が降った時に備えて

台風18号などの大雨災害で、茨城県、栃木県を中心に、河川堤防の決壊などによる浸水で甚大な被害が発生しました。昨年の広島市や一昨年の大島での土砂災害など、近年台風や局地的な大雨によって引き起こされる災害が多発しています。

市内でも、台風や集中豪雨による道路冠水や倒木、街路灯の破損などが発生する可能性があることから、市では、災害対策を重要な課題と位置付け、雨水対策に力を入れています。大雨による浸水害・土砂災害の発生に備えて、今一度、避難経路や危険箇所の把握など、対策を確認しておきましょう。

問合せ 防災防犯課防災係 ☎ 497・1847

## 大雨が降った場合の注意点

いざという時に備えて！

### ① 清瀬市洪水ハザードマップを確認を

市では、浸水害・土砂災害に関する内容をまとめた「清瀬市洪水ハザードマップ」を作成し、防災防犯課などで配布しています（市ホームページからもご覧いただけます）。日ごろから、避難経路などを確認しましょう。

また、洪水ハザードマップの内容に関する「出前講座」も行っていますので、ご活用ください。 ※出前講座については、生涯学習スポーツ課 ☎ 495・7001へお問い合わせください。

### ② 避難に関する情報が出たら

大雨が降り続き、市内に浸水害や土砂災害が発生する恐れがある場合は、「避難に関する情報」を発表することがあります。

「避難に関する情報」には、「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」の3種類がありますが、これらを発表した場合は、主に左表の手段で皆さんに情報をお伝えすることになっています。

伝達方法	主な内容
防災行政無線	防災行政無線で、避難に関する情報を放送します。聞き取りにくかった場合は、防災行政無線の放送内容を電話で確認できるサービスをご利用ください。 ◆自動音声応答サービス：042・495・7070
清瀬市メール斉配信サービス	清瀬市メール斉配信サービスの「安心安全」情報の配信を登録されている方に対し、避難に関する情報を送信します。
ホームページ・SNS	市ホームページ、市公式 twitter、市公式 facebook で、避難に関する情報を掲載します。
車両での広報	市で管理する車両のうち、外部スピーカーを有する車両で、避難に関する情報を放送しながら市内を巡回します。
電話での伝達	市内の町会・自治会、自主防災組織の代表者の方に、電話で、避難に関する情報を伝達します。
災害時要援護者への対応	「清瀬市災害時等要援護者登録制度」に登録されている方に、個別に連絡をする場合があります。
テレビによる伝達	字幕スーパーやデジタル画面の文字情報が表示されます。

### ③ 避難をする時は

「避難に関する情報」が清瀬市から発表された場合は、皆さん（特に柳瀬川・空堀川の周辺にお住まいの方）は、避難するかどうかを判断し、必要に応じて避難行動を開始してください。

市では、左表の避難所を開設し、避難者の支援を行います。

お住まいの町丁目	避難所目安
野塩1・2・4・5丁目、梅園3丁目	六小または二中
野塩3丁目、中里2丁目	芝山小学校
中里4丁目	清瀬中学校
中里6丁目	八小
下宿1丁目	三中
下宿2・3丁目	清明小

※学校ではなく、市の関連施設が開設される場合があります。

また、「避難に関する情報」の発表の際に、開設した避難所もお知らせします。避難する場合は、できる範囲で近所の方と声を掛け合い、一緒に避難しましょう。



### ④ 家にとどまる場合は

「夜間、強い雨が降り続けている」「既に家の周りが冠水している」など、外に出ることが危険であると感じた場合は、自宅の2階以上の階や安全な場所にとどまってください。

救助を求めるときのために、「目立つ色のタオル」や居場所を知らせる「ホイッスル」などを用意しておくことも有効です。

また、救助されるまでに時間がかかることも考えられます。備蓄食糧や医薬品、体温低下を防ぐための着替えや毛布なども用意しましょう。



## ★子どもを犯罪から守りましょう

8月に大阪府寝屋川市で中学生2人が殺害される事件が発生しました。このように、全国で子どもを狙った犯罪が問題になっています。清瀬市でも地域一団となって、犯罪から子どもたちを守りましょう。

問合せ 防災防犯課防犯係 ☎ 497・1848

### ●子どもの被害の特徴

親に被害があったことを言うとならぬのではないかと恐れ、なかなか言うことができません。子どもの様子をよく見て、普段と異なる時は優しく声を掛けてあげてください。

### 確認しよう！

## 子どもが被害に遭わない四つのポイント

- ①知らない人についていかない
- ②ひとりて遊ばない
- ③外に出かける時は、おうちの人に誰と・どこに行くか・何時ごろ帰ってくるかを言う
- ④連れていかれそうになったら大声で「たすけて！」と叫ぶ



## ★おとなの対応策

- ①子どもの行動を、日ごろから把握しておく
- ②子どもの変化を見逃さない
- ③不自然な状況を見かけたら一声掛けるか、110番通報する
- ④何かあったときに逃げ込める場所を把握し、子どもに教えておく



※市では、携帯電話・スマートフォン及びパソコンの電子メール機能を活用して、市内の防犯情報のお知らせを、あらかじめメールアドレスを登録した方に配信しています。

## 危険ドラッグを買わない・使わない

「危険ドラッグ」を吸引し、意識障害やけいれんなどをおこし、救急搬送されたり死亡する事件が全国で発生しています。危険ドラッグは、繁華街やインターネットなどで「合法」をうたって販売されています。勧誘されても断る気持ちを態度で示しましょう。手を出すと、自分だけではなく、家族や見ず知らずの人を傷つけ、人生を台無しにしてしまいます。



## 困った時は 防犯相談のご利用を

防災防犯課では、防犯に関する相談の他、月に一度、東村山警察署と連携を図り、防犯や犯罪被害の相談を実施しています。

対象 市内在住・在勤の方  
日時 毎月第2水曜日午前9時30分から11時30分（各回1名・40分間）  
場所 生涯学習センター  
※詳細は市報毎月15日号の8面参照。  
申込み 秘書広報課広報広聴係 ☎ 497・1808



## 特殊詐欺撃退！ 自動通話録音機貸与を再度受付します

市では、特殊詐欺（オレオレ詐欺・還付金詐欺など）の被害防止に役立てるため、自動通話録音機の貸し出しを再度受付します。

対象 原則65歳以上の清瀬市民の方が居住する世帯。貸し出し台数は30台程度（申込みが貸与台数に達した時点で受付終了）

※機器の受け渡しについては、防災防犯課窓口までお越しください。機器の郵送及び取り付けは行いませんので、ご了承ください。

申込み 10月15日から11月13日までの平日午前8時30分から午後5時に電話で防災防犯課防犯係 ☎ 497・1848へ

## 土砂災害警戒区域など 指定の調査に協力を

土砂災害から都民の生命を保護するため、東京都と市が連携して土砂災害防止法に基づく取り組みを進めています。東京都では、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定に当たり、今年度から来年度にかけて基礎調査を実施します。

調査を行う際には対象地にお知らせを配布し、敷地内に立ち入る必要がある場合には、個別にご連絡しますので、ご協力をお願いします。

調査予定範囲 清瀬市内全域  
問合せ（公財）東京都公園協会 立川事務所 ☎ 042・527・9761、東京都建設局河川部計画課 ☎ 03・5320・5394

還付金詐欺にご注意を！ 市役所などの職員を名乗り、医療費の還付を装って、お金を振り込ませようとする不審電話にご注意ください。